

専決処分第4号

専 決 処 分 書

高根沢町国民健康保険税条例（昭和33年高根沢町条例第10号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、別添のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

高 根 沢 町 長 加 藤 公 博

高根沢町国民健康保険税条例の一部改正の概要について

1 改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第 133 号）により、国民健康保険税に係る改正については、原則として令和４年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

併せて、新型コロナウイルス感染症に関して一定の要件のもとに国民健康保険税の減免を行った場合の財政支援が、令和４年度においても継続されることが令和４年３月 14 日に国から示されたことから、国民健康保険税の減免措置を延長するため、所要の改正を行うものです。

2 改正概要

（１） 地方税法施行令改正に伴う課税限度額の変更

基礎課税額に係る課税限度額を現行の 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の 19 万円から 20 万円に引き上げるものです。

（第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条）

（２） 減免の対象期間等の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免を、令和４年度分までの国民健康保険税であって、令和５年３月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものにまで延長するものです。

（附則第 15 項）

3 施行日

令和４年４月１日

高根沢町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高根沢町国民健康保険税条例（昭和33年高根沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第2条 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 （国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の	（課税額） 第2条 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 （国民健康保険税の減額） 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の

合算額とする。 附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免） 15 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯の納税義務者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分から<u>令和4年度分まで</u>の国民健康保険税（令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出が14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。	合算額とする。 附 則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免） 15 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯の納税義務者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度分から<u>令和3年度分まで</u>の国民健康保険税（令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出が14日以内に行われなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

- 附 則
- （施行期日）
- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- （適用区分）
- この条例（附則第15項の改正規定を除く。）による改正後の高根沢町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。